



2021 年 7 月の地裁での勝訴判決に対して、国・東京電力から控訴があり、原告団も原状回復を勝ち取るために控訴しました。今号では、控訴審へ向けた準備の取組みと控訴審の展望などについてお知らせいたします。

☆新規加入弁護団員のご紹介☆

仙台高裁での控訴審の闘いを支えるために、仙台弁護士会の弁護士が新たに参加しています！

弁護士 畠山 裕太 弁護士 小野寺 信一



様々な事件を通じお世話になった高橋利明先生、小野寺利孝先生から話があって、控訴審から弁護団に加わった仙台の弁護士の小野寺信一と同じ事務所の畠山裕太です。

仙台高裁の審理に地元の弁護士としてお手伝いできればと思って加わっ

たのですが、私達が担当している女川原発 2 号機再稼働差止請求事件に、津島訴訟が新たな視点を加えてくれることを知ったことも、動きの一つです。

大塚先生の唱えている戻ることのできない避難があるという視点です。

女川事件の原告団の代表と事務局長が郡山支部の一審判決に参加し、その時の感想を陳述書にし、津島訴訟の原告の陳述書や訴状と一緒に証拠提出し、差止訴訟を深いものにすることができました。

感謝申し上げます。

昨年 11 月 21 日の現地調査で最も印象に残ったのは、「戻れないふるさととはこういうことなのか」ということでした。

小野寺の実家がある気仙沼市は、東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受

けました。

11年の復興期間を経て、町の風景は一変し、自宅がどこにあったかすら言い当てることができません。

古い町並みは消えてしまい、写真の中、思い出の中にしか存在しません。

しかし津島は、美しいふるさとがそのまま存在しています。住み慣れた自宅も存在しています。

愛する人が生きていて面会には来てくれるものの、手を握ることもできないアクリル板越しの酷薄な面会が10年以上続いているようなもので原発事故の特徴を見た気がしました。

原告団と弁護団の連携の良さに学ぶことの多い2人ですが、力になれるよう努力するつもりです。

宜しくお願い致します。

津島訴訟が控訴審をたたかう意義

弁護士 原 和良

最高裁は、7つの集団訴訟で、損害論に関しては上告受理申立を不受理とし、うち国の責任を問う4つの訴訟については、この4、5月に弁論が開かれ、その判決が来る6月17日に下される。高裁レベルでは3勝1敗の国の責任が確定することを切望している。



このような中で津島訴訟は、仙台高裁でのたたかいが始まる。先行訴訟での最高裁勝利は、津島の訴訟にとって追い風になるのは確かであるが、津島訴訟が他の裁判と違うのは、原状回復を真正面に据えた訴訟であるという点である。

日本の公害裁判は、熊本・新潟水俣裁判では、被害者の個別救済にとどまらず、国や自治体、加害企業を巻き込んで汚染された海の回復を実現した。富山イタイイタイ病裁判では、被害者の個別救済にとどまらず、同じく汚染された土壌の復元を実現した。

この裁判は、「ふるさとを返せ」と原状回復を実現するまでたたかい続けることをわれわれの目標としなければならないし、そのことは可能であることを先人たちのたたかひの歴史は示している。

控訴審における双方の主張の内容

弁護士 嶋田 久夫

第1審の判決は、責任論の中心論点となっている被告国の国賠法上の責任について、全面的に認めましたので、この点について、原告らは不服がありません。そこで、原告らが提出した控訴理由書（第1審判決の内容に不服のある点をまとめた書面）では、責任論の争点として、第1審判決が認めなかった被告東電に対する民法709条適用問題を取り上げて第1審判決を批判し、同条を適用して被告東電の過失責任を認めるべきことを主張しています。



被告国からは、被告国の法的責任を認めた第1審判決に対し、全面的に不服であるとの控訴理由書が提出されました。被告国の第1審判決批判の中心論点は、①「長期評価の見解」は、津波の予見可能性を基礎づける知見ではない、②当時の津波対策は、防潮堤等の設置であり、建屋等の水密化や可搬式の電源設備ではない、③防潮堤等の設置、それに加えて水密化等の対策を取っていても本件事故は防げなかった、というものです。そこで、これらの各論点について、責任班として反論を検討し答弁書として作成する準備をしています。

弁護士 山田 勝彦

原判決は、1審原告らが求める原状回復請求について、実体法上では、所有権ないし平穩に生活する権利（人格権）に基づく原状回復はあり得るとしつつも、原状回復の範囲及び方法において、強制執行が可能となるまでの特定ができていない等の理由で、認めませんでした。そこで、控訴理由書においては、そもそもなぜ津島地区における原状回復が必要なのかについて、改めて主張をし、さらに原状回復の範囲及び方法について、既存の除染方法を引用しつつ、それが現時点でも実現可能であり、範囲及び方法が特定されていることを重点的に主張しました。

また、原判決は、一定の金額につき原告らに損害賠償請求を認め、また1審被告東京電力が、中間指針及び個別賠償により支払った「賠償金」に過払額があるとの「弁済の抗弁」の主張を退けました。しかし、その賠償金額の算定は、不十分なものでした。そこで、控訴状においては、これまでの多数の裁判例等を引用しながら、原判決が詳細な被害の事実認定をしたにもかかわらず

ならず、それが賠償算定に十分考慮されていないこと、また原賠審・中間指針賠償基準の不十分であること、更に原審が採用した交通事故損害賠償の基準と対比した場合の不当性を具体的かつ詳細に反論をしました。

ふるさと津島の原状回復の実現に向けて

弁護士 大塚 正之

2022年5月から6月にかけて、原告団・求める会において、津島地域全域の放射線量の調査を実施し、専門家の先生方に解析をお願いしています。津島に帰還するためには、帰還が可能な空間線量にまで放射線量を低下させる必要があります。そのためには、実際に現在どの程度の放射線量になっているのかを正しく把握し、そのうえで、国及び東電に対し、放射線量を低下させる（除染する）よう求めて行くことが必要です。今、全国の原発では事故があった場合を想定して避難計画を立てていますが、いくら避難しても、津島と同じような線量になれば戻ることはできません。したがって、しっかりと除染計画を立てて、避難後も戻れるようにする必要があります。津島の除染ができないということは戻れないということです。つまり津島の除染をすることは、全国の原発の再稼働の前提としても必要不可欠なことです。津島の除染ができないまま解除すること、そして原発の再稼働をすることはあり得ないことを全国に訴えて行くためにも、今の津島の線量を明らかにすることが必要なのです。



【今後の主な予定】

- 5月・6月 木村真三先生らによる津島地区の線量調査
- 6月17日 先行4訴訟の最高裁判決（主に国の責任について）
- 7月19日 進行協議期日（控訴審の審理の進め方について協議します）
- 9月28日（水）14：30～ 第1回口頭弁論期日**

控訴審での本格的な審理がいよいよ始まります！

☆津島原発訴訟弁護団 連絡先はこちらです↓

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階

電話：03-6273-0079 メール：genpatu.tsm@gmail.com

HP：<http://www.tsushima-genben.com/>